

昭和元年十二月十五日

内閣書記官長

各省次官

各殖民地長官(拓殖局總由)

會計検査院長

閣甲第一七號

案起

年十二月 日

裁可

決定

年 月 日

施

行

年十二月二十日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官長

内閣書記官長

内閣書記官長

行政裁判所長官

本日改元相成候ニ付テハ法律勅令首令告示等公布ナ要スルモノノ番號ハ自今更新スルコトニ決定相成候條為念及通牒候

閣甲第一七九號	起	年	月	日	決	年	月	日

内閣書記官長

内閣書記官



昭和元年三月三日

内閣書記官長

各省次官

各殖民地長官

枢密院書記官長